

## 食品安全委員会（第 774 回会合）議事概要

日 時：令和 2 年 2 月 25 日（火） 14：00～14：44

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 6 名出席

傍聴者：報道 1 名、行政機関 4 名、一般 1 名

（１）食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）のデキサメタゾン及びベタメタゾン試験法の追加（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省から説明。

本件については、管理手法の適正化のため新たに開発された試験法を追加することから、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する。

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

（２）食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・添加物 3 品目
    - [1] 亜硫酸水素アンモニウム水
    - [2] キチングルカン
    - [3] ポリビニルイミダゾールーポリビニルピロリドン共重合体
- （厚生労働省からの説明）

→厚生労働省から説明。

本件について、添加物専門調査会で審議することとなった。

（３）食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「プロヒドロジャスモン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フロメトキン」に係る食品健康影響評価について

→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「プロヒドロジャスモンの許容一日摂取量（ADI）を0.14 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を1.2 mg/kg 体重と設定する。」

「フロメトキンの許容一日摂取量（ADI）を0.008 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.044 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

#### ・農薬「ピリフルキナゾン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、

「ピリフルキナゾンの一日摂取許容量（ADI）を0.005 mg/kg 体重/日、一般の集団に対する急性参照用量（ARfD）を1 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量（ARfD）を0.05 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

#### ・農薬「ビキサフェン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、「ビキサフェンの許容一日摂取量（ADI）を0.019 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.2 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。